

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 29 年 6 月 21 日現在

機関番号：22702

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2014～2016

課題番号：26380744

研究課題名(和文)英国における孤立無業者(SNEP)と社会的企業の役割

研究課題名(英文) Solitary Non Employed Persons (SNEP) and the role of social enterprises in the UK

研究代表者

山本 恵子(YAMAMOTO, KEIKO)

神奈川県立保健福祉大学・保健福祉学部・教授

研究者番号：20309503

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 3,100,000円

研究成果の概要(和文)：「英国における孤立無業者(SNEP)と社会的企業の役割」から得られた知見は次の通りである。第1に、SNEPは日本特有の現象で、英国ではあまりみられない社会問題である。第2に、SNEPは主に引きこもりがちの中老年の人たちを意味するが、日英には家族ケアと国家福祉との違いがあり、構造的分析をしていく必要がある。第3に、英国の就労のための福祉は福祉改革の目玉で、給付条件の中に就労プログラムを位置づけている。就労の促進は社会的企業などの民間セクターに委ねられることが多い。第4に、就労の場は第二労働市場を受け皿とするのではなく、労働法に則った労働権を保障する必要がある。

研究成果の概要(英文)：The findings obtained from the research "Solitary Non Employed Persons (SNEP) and the role of social enterprises in the UK" are as follows. First, SNEP is a phenomenon peculiar to Japan, which is hard to find in the UK as a social problem. Secondly, SNEP means middle-aged people who tend to withdraw themselves in their houses mainly, but in Japan and Britain there is a marked difference between the family care and the social security and therefore it is necessary to conduct structural analysis. Thirdly, the social security for working people in the UK is targeted in the welfare reform and it is important to note that work programme is linked to the benefits. Work programme is often left to private sectors including social enterprises. Fourth, it is necessary to guarantee labor rights in accordance with the Labour Law, instead of setting up so called "the second labour market" as a place for employment

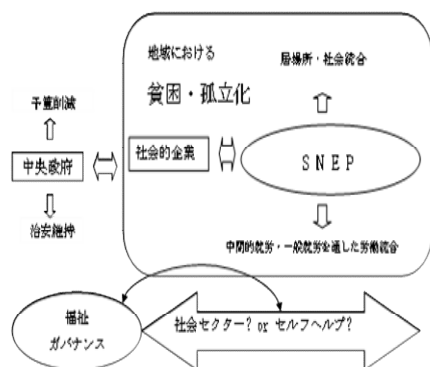
研究分野：社会福祉学

キーワード：孤立無業者(SNEP) 社会的包摂 社会的企業 福祉ガバナンス

1. 研究開始当初の背景

これまで貧困者支援を対象とした社会的企業 (social enterprise) の実績評価に関する研究を行ってきた[基盤研究(C);平成 23 年度～25 年度;「英国の都市ホームレス問題における社会的企業の評価枠組みの研究」]。現下の予算削減、公共セクターの縮小を踏まえた上で、貧困・地域再生研究をさらに発展させ、スネップ (SNEP, Solitary Non-Employed Persons, 孤立無業者, 20 歳以上 59 歳以下) を対象にして、貧困と孤立の複合的過程を実証的に捉えることで、社会的包摂の理論を豊富化させたいと考えた。SNEP は日本特有の概念であるが、これを英国の文脈に応用し、社会的企業に対する質的調査から知見を得ることで、日本の取り組みへの基盤をつくり出したいと構想した。

本研究の底流には、政府の緊縮財政と、その影響を受けた自治体の対応戦略がある。変化する福祉ガバナンスの下で、自治体からアウトソーシングの要請を受けた社会的企業は貧困者の支援プログラムを実践している。ただし、その効果や組織の持続可能性は未知数である。本研究は生活困窮者の中で SNEP をとりあげ、孤立の状況を把握し、アウトリーチを通じた社会参加や就労支援を含めた社会的包摂への過程を解明し、その課題を明らかにすることとした(下図参照)。



2. 研究の目的

英国政府の予算削減下での貧困・地域再生策をレビューし、SNEP の概念を応用することによ

り、孤立無業と社会的企業の役割について、新たな福祉ガバナンスの構想を視座に据えて、生活支援・社会参加・就労支援を通じた社会的包摂への過程を実証的に研究することとした。

3. 研究の方法

平成 26 年度から 3 年間の計画を予定した。研究会は毎月開催し、主に労働統合型社会的企業 (work integration social enterprise, WISE) を検討し、自治体関係機関のフィールドスタディ、資料収集を行った。この作業に基づいて、中央 - 地方政府間関係の変化、それに伴う福祉ガバナンスの変容、貧困・地域再生の新たな取り組みを念頭に置いて、SNEP への支援の効果性について、関係当事者はもちろんのこと、研究者のヒアリング、資料分析等を通してリサーチすることとした。研究調査の過程では、ノーサンプトン大学から協力を得ることとした。

平成 26 年度には、主として情報収集を行い、英国で予備調査を実施した。平成 27 年度には、ロンドンで本調査を行い、実地調査を実施した。平成 28 年度には、日本で日英国際シンポジウムを開催し、年度末の 3 月に英国で補完調査を行い、得られた情報の分析と知見をとりまとめた。

4. 研究成果

英国の貧困・社会的孤立の問題を俎上にして、日本の SNEP と関連させて、次の項目を検討した。(1) 社会的孤立 (social isolation) と社会的排除 (social exclusion) の相互作用性、(2) 若者・ニート (NEET, Not in Education Employment Training) の生活支援、(3) 貧困・失業の地域差、(4) 就労のための福祉 (Welfare to Work)、(5) 政府の多問題家族 (Troubled Families) のスキームと成果。これらの課題を検討するために行った数々の調査の中で、特に重要なものを記載しておく。

まず、2016 年 6 月 8 日～13 日に、ポーツマス大学名誉教授ダン・フィン氏 (Dan Finn) を日本に招聘し、ヒアリングを行った。フィン氏は福祉改革には 4 つの重要なポイントがあると指摘した。第

1 は緊縮経済で、保守党政権は赤字削減を積極的に進める政策をとり、それに伴って社会保障の削減を断行した。第2はアクティベーション(activation)の奨励で、これは「就労のための福祉」と類似する政策であるが、さらに就労促進を重視する考え方をとっている。今次の社会保障改革はユニバーサルクレジット(Universal Credit)の制度化と関連し、受給者に積極的に求職活動をさせることを基本としている。これはユニバーサルクレジット税と絡めて、セーフティネットの財源を一本化することを目指している。第3は就労支援で、出来高払い(payment by result)の下で民間事業者にアウトソーシングしている。この支払いは受託者に評判が悪い。第4は権限移譲で、福祉改革は広域エリアへの分権化とセットとなって展開されている。

以上から、英国では福祉給付は引きしめられているものの、家族の扶養責任を強く求めることはなく、社会保障制度が個人ベースで給付を行うことを再確認できた。

次に、2017年3月22日に、ロンドン・ハックニー(Hackney)区にある社会的企業メイナーハウス開発トラスト(Manor House Development Trust)の、ヒアリング調査を実施した。この社会的企業は保証有限責任会社・登録チャリティの法人格を持ち、就労支援や社会的包摂の活動に携わっている。中でも、「ハーフ・ザ・バトル(Half the Battle)」の事業は引きこもり状態にある退役軍人の生活再建を支援しており、対象者の年齢は55歳以上 33%、45-54歳 24%、35-44歳 24%、25-34歳 19%である。国防省や保健省からの支援は薄く、代わって社会的企業が彼らの救済に当たっている。その活動は情報、アドバイス、ガイダンスの提供、無料の職業訓練、ボランティアの斡旋といった3つの支援策を軸にしている。

事業の力点は、コミュニティへの参加やスキルの向上を通じたエンパワメントである。成果は、退役軍人の100%がプロジェクトの参加を通し

て自分の価値を再認識し、今後の方針を決めることができた」と回答している。

以上から、社会的企業による社会的包摂の成功事例を把握することができた。

この3年間の調査研究においては、以下の5つの知見を見出した。(1)SNEPは日本特有の現象で、英国ではあまりみられない社会問題である。(2)引きこもりがちの中高年の人たちについて、日英には家族ケアと国家福祉との決定的な違いがあり、日本では個人単位の給付システムを検討していく必要がある。(3)英国の「就労プログラム(work programme)」は近年の福祉改革の中核であり、セーフティネットのスキームに就労事業を位置づけている。特に注目されるのは、就労の促進事業が社会的企業などに委ねられることが多い点である。(4)社会的企業は民間営利セクターの企業とはエトスが異なり、対象者に長期的ビジョンを踏まえ、本人主体の社会支援プログラムを提供している。したがってエンプロイアビリティ(employability)の側面からは、労働市場からの退出は少なく、他のセクターに対して比較優位性が認められる。(5)就労の場合は第2労働市場(低賃金・不安定雇用が横行している)を受け皿とするのではなく、労働法に則った労働権を国が保障していく必要がある。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文](計9件)

山本隆「子どもの学習支援の現状と課題—予備的考察—」『賃金と社会保障』

No.1672,2016,34—44,査読なし

山本隆「生活困窮者自立支援事業の初年度実施状況と相談態勢を分析する—A市の事例検討を通して—」『地域福祉情報』vol.5 ジャパン通信情報センター,2016,9—20,査読なし

山本恵子「英国の貧困・社会的孤立の問題—日本のSNEP(孤立無業者)との関連で—」『ヒューマンサービス研究』6号,神奈川県立保健福祉大

学ヒューマンサービス研究会,2016,56-65,査読なし

山本隆「英国における地方公共サービス改革と社会的企業の果たす役割—社会的企業トパーズの事例検討を通して—」Human Welfare,第8巻第1号,関西学院大学人間福祉学部研究会,2016,5-22,査読なし

山本恵子,山本隆「生活困窮者自立支援事業の現状と課題—予備的考察」『賃金と社会保障』1652,旬報社,2016,16-29,査読なし

山本恵子「英国の多問題家族と自立支援事業—予備的考察」『賃金と社会保障』1652,旬報社,2016,4-15,査読なし

山本隆「財政問題に直面する地方自治体と地域福祉計画の課題」『社会福祉研究』第123号,鉄道弘済会,2015,54-64,査読なし

山本恵子,山本隆「イングランドにおける高齢者ケア政策と規制に関する研究」『Human Welfare』第7巻第1号,関西学院大学人間福祉学部研究会,2015,19-34,査読なし

山本恵子「英国における高齢者ケア政策の動向—市場化・規制・福祉財政の視点から—」『地域福祉情報』通巻272号,ジャパン通信情報センター,2015,9-22,査読なし

〔学会発表〕(計0件)

〔図書〕(計4件)

山本隆「地域福祉とメタ・ガバナンス」牧里每治・川島ゆり子・加山弾編著『地域再生と地域福祉 機能と構造のクロスオーバーを求めて』相川書房,2017,308(247-265)

山本恵子『英国高齢者福祉政策研究 福祉の市場化を乗り越えて』法律文化社,2016,273

山本恵子「社会的企業の評価」(山本隆編著『社会的企業論 もうひとつの経済』法律文化社),2014,255(230-245)

山本隆編著『社会的企業論 もうひとつの経済』法律文化社,2014,255(9-67,247-252)

〔産業財産権〕

出願状況(計0件)

名称:

発明者:

権利者:

種類:

番号:

出願年月日:

国内外の別:

取得状況(計0件)

名称:

発明者:

権利者:

種類:

番号:

取得年月日:

国内外の別:

〔その他〕

ホームページ等

6. 研究組織

(1)研究代表者

山本 恵子(YAMAMOTO,Keiko)

神奈川県立保健福祉大学・社会福祉学部・教授

研究者番号: 20309503

(2)研究分担者

山本 隆(YAMAMOTO,Takashi)

関西学院大学・人間福祉学部・教授

研究者番号: 90200815

(3)連携研究者

()

研究者番号:

(4)研究協力者

()